

下水道（公共下水道・町設置型浄化槽）

環境整備課 ☎ 83-2367

町の汚水処理事業は、多摩川をはじめとする公共水域の水質の保全と居住環境の改善、公衆衛生の向上を図ることを目的として、公共下水道事業と合併処理浄化槽事業により推進しています。

公共下水道（特定環境保全公共下水道）は平成10年度に奥多摩湖周辺部の小河内処理区で供用を開始しました。小河内処理区は町単独の処理施設、小河内浄化センターで汚水を処理しています。また、川井地区から境地区の一部までは平成18年度より10か年計画で奥多摩処理区として整備を行いました。奥多摩処理区は流域下水道に接続して昭島市にある多摩川上流水再生センターで汚水を処理します。

また、合併処理浄化槽事業（町設置型浄化槽）は公共下水道が整備される地区以外の町内全域で整備を進めています。

□ 使用者名義の変更は

住まいが変わったり、譲渡などによって排水設備の所有者が変わるときは、環境整備課に連絡してください。

□ 使用開始・中止の手続きは

引っ越しなどで下水道・浄化槽の使用を開始・中止するときは、速やかに環境整備課に連絡してください。排水を中止した場合は使用料を精算します。

□ 故障・漏水があるときは

家庭内の下水道（排水設備）に異変が生じたら、町指定下水道工事店（別表参照）に連絡して修理してください。町で管理している浄化槽に異状が発生した場合は環境整備課に連絡してください。また、道路上などでマンホールの異状などをみつけたらすぐに、環境整備課まで連絡をお願いします。

□ 下水道使用料の支払いは

東京都水道局の水道使用料と併せて請求されます。対象の下水道使用料は水道使用料の請求書及び領収書をご確認ください。

□ 浄化槽使用料の支払いは

2か月に1回、各ご家庭の水道使用量を基に使用料をお知らせします。お支払いは便利な口座振替をご利用ください。口座振替の申し込み方法は、通帳と印鑑をご持参のうえ、取引金融機関の窓口でお申し込みください。金融機関は、西東京農業協同組合・青梅信用金庫・ゆうちょ銀行にお願いします。

水洗化への義務

公共下水道が整備され、水再生センターで汚水を処理することができる区域を「公共下水道処理区域」といい、町の「公共用

下水道処理区域」では全ての区域で公共下水道が使用できます。

◎公共下水道処理区域では、下水道法第10条及び第11条により、排水設備を遅滞なく設置し、汲み取りトイレは水洗トイレへ改造しなければならないことになっています。

このため、トイレ、台所、浴室などからの汚水は公共下水道へ流すように排水設備を設置しなければなりません。また、浄化槽は廃止して、直接公共下水道へ接続することとなります。

また、公共下水道処理区域以外は、「合併処理浄化槽区域」といいます。公共下水道と同様に水洗化をすすめておりますので、まだ合併処理浄化槽へ転換していない場合は、早めにご相談をしてください。

